

# 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～ 住居確保給付金のご案内～

鎌ヶ谷市  
令和7年4月

## 1 住居確保給付金とは



離職や廃業又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

《支給額》 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

41,000円（単身世帯）                      49,000円（2人世帯）

53,000円（3～5人世帯）                  57,000円（6人世帯）

※6人世帯以上はお問い合わせください。

《支給期間》 原則3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長の2回まで可能）

《支給方法》 鎌ヶ谷市から不動産媒介業者等へ直接振り込みます。

## 2 住居確保給付金を受けるには、次のような支給要件があります



申請時に以下の①～⑧の全てに該当する方が対象となります。

① (ア)離職や廃業又は(イ)やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している、または、住居を喪失するおそれがある。

② 次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 申請日において、離職や廃業の日から2年以内であること。ただし、2年以内に疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により引き続き30日以上求職活動ができなかった場合は、その日数を2年に加算した期間（最長4年）以内であること。

(イ) 給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責に帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

③ 次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 離職や廃業の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。（離職時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時において主たる生計維持者になっている場合を含む。）

(イ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の金額以下であること。

※ 収入は、給与、事業収入のほか、公的年金、仕送り、失業等給付、傷病手当金等を含む。

※ 給与は、交通費を除いた総支給額（社会保険等は控除しません。）。自営業の場合は、経費を差し引いた後の額。公的年金は、税金等を差し引く前の総支給額。

1世帯あたりにおける収入基準額表

| 世帯人数 | 基準額      | 家賃上限額   | 収入基準額（上限）  |
|------|----------|---------|------------|
| 1人   | 81,000円  | 41,000円 | 122,000円まで |
| 2人   | 123,000円 | 49,000円 | 172,000円まで |
| 3人   | 157,000円 | 53,000円 | 210,000円まで |
| 4人   | 194,000円 |         | 247,000円まで |
| 5人   | 232,000円 |         | 285,000円まで |

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、次の表の金額以下であること。

※ 金融資産は、預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいう。なお、負債がある場合は、金融資産と相殺はしない。

1世帯における資産基準額表

| 世帯人数 | 金融資産       |
|------|------------|
| 1人   | 486,000円   |
| 2人   | 738,000円   |
| 3人   | 942,000円   |
| 4人以上 | 1,000,000円 |

- ⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②(イ)に該当する方で、経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動を行う方は、その活動をもって、当該求職活動に代えることができる。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

### 3 住居確保給付金の支給額

確認欄



- ◎ 世帯の収入額が基準額以下の場合

支給額＝実際の家賃の額

※ 実際の家賃の額が家賃上限額を超えているときは、支給額は家賃上限額となります。家賃上限額を超えている部分の差額は自己負担となります。

【例】 1人（単身世帯）

実際の家賃額：60,000円

世帯の収入額：70,000円

家賃上限額：41,000円

支給額：41,000円

家賃上限額を超える19,000円は自己負担

◎ 世帯の収入額が基準額を超え、収入基準額以下の場合

支給額＝実際の家賃の額－（世帯の収入額－基準額）

※ 実際の家賃の額が家賃上限額を超えている場合、超えている部分の差額は自己負担となります。また、家賃上限額以下で支払っている場合は、その金額までの支給となります。

【例１】 １人（単身世帯）

実際の家賃額：４０，０００円

世帯の収入額：９０，０００円

家賃上限額：４１，０００円

支給額：３１，０００円

家賃額４０，０００円－（収入９０，０００円－基準額８１，０００円）

＝３１，０００円〔支給額〕

支給額を超える１０，０００円は自己負担

【例２】 １人（単身世帯）

実際の家賃額： ７０，０００円

世帯の収入額：１００，０００円

家賃上限額： ４１，０００円

支給額： ４１，０００円

家賃額７０，０００円－（収入１００，０００円－基準額８１，０００円）

＝５１，０００円⇒家賃上限額を超えているため、支給額４１，０００円

支給額を超える２９，０００円は自己負担

#### ４ 支給額を変更できる場合があります

確認欄



◆ 次の場合、支給額の変更が可能です。

- ・ 住居確保給付金支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- ・ 世帯の収入が一定額以上あることから一部支給を受けていた方で、受給中に世帯の収入が減少し、基準額以下になった場合
- ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、鎌ヶ谷市の指導により同一の鎌ヶ谷市内での転居が適当である場合

※ 支給額を変更するときは、申請書を提出する必要があります。家賃額の変更又は収入の減少が確認できる書類を用意のうえ、鎌ヶ谷市社会福祉課へお越しください。

## 5 住宅の初期費用及び生活費が必要な方



賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、鎌ケ谷市社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。また、住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の詳細は、鎌ケ谷市社会福祉協議会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

鎌ケ谷市役所 総合福祉保健センター 5階  
社会福祉法人 鎌ケ谷市社会福祉協議会  
TEL：047-444-2231

## 6 住居確保給付金の申請から決定後の流れ



### 【住居を喪失している方の場合】

- ◆ 住居確保給付金の支給申請
  - ・ 必要書類（提出書類のチェックリストで確認してください。）を添えて、申請書を鎌ケ谷市社会福祉課に提出します。
  - ・ 申請書の提出時に、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。なお、必要に応じ、事前に交付することができます。
- ◆ 入居予定住宅の確保
  - ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した鎌ケ谷市内です。
  - ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、鎌ケ谷市社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨を不動産業者等に伝えて下さい。
  - ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。
- ◆ ハローワーク等での求職申込み
  - ・ ハローワーク等にて求職の申込みを行ってください。ハローワークでは求職受付票の発行を受けます。
- ◆ 住居確保給付金の確認書類の提出
  - ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」

を、社会福祉課に提出してください。

- ・ ハローワークから交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを社会福祉課へ提出してください。また、ハローワーク以外で求職の申込みを行った場合は、窓口の名称を確認してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、あわせて「住宅確保報告書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の借入申込み

- ・ 敷金・礼金等の資金として総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みを行う場合は、鎌ヶ谷市社会福祉協議会の担当窓口、「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しをご提出ください。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて総合支援資金（生活支援費）の借入申込みも行ってください。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書の写し」及び「総合支援資金借入申込書の写し」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。
- ・ 賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費）の確認書類の提出

- ・ 契約締結後、賃貸借契約書の写しを鎌ヶ谷市社会福祉協議会窓口へ提出してください。
- ・ 審査を経て総合支援資金（住宅入居費）の貸付が決定されると、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・ 住居確保給付金については、すでに「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、

「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を社会福祉課に提出してください。

- ・ 「住宅確保報告書」提出後、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」及び「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- ・ 住居確保給付金は、鎌ケ谷市から不動産業者等に直接振り込まれます。ただし、申請者がクレジットカード、納付書または家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定されている場合は、申請者に振り込むことも可能です。

### **【住居を喪失するおそれのある方の場合】**

#### ◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類（提出書類のチェックリストで確認してください。）を添えて、申請書を鎌ケ谷市社会福祉課に提出します。
- ・ 申請書の提出時に、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。なお、必要に応じ、事前に交付することができます。

#### ◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等から、「入居住宅に関する状況通知書」の記入及び交付を受けてください。振り込みは、市から不動産業者等の口座に直接行われることをお伝えください。

#### ◆ ハローワーク等での求職申込み又は経営相談先への相談申込み

- ・ ハローワーク等にて求職の申込みを行ってください。ハローワークでは求職受付票の発行を受けます。
- ・ 収入が減少している方のうち、自立に向けた活動を行う方は、経営相談先（よろず支援拠点、商工会等）へ相談ください。

#### ◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、社会福祉課に提出してください。
- ・ ハローワークから交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを社会福祉課へ提出してください。また、ハローワーク以外で求職の申込みを行った場合は、窓口の名称を確認してください。

#### ◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、ハローワーク等で求職活動を行う場合は、「常用就職届」、「職業相談確認票」及び「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付され、自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動計画」及び「自立に向けた活動状況報告書」が交付されます。
- ・ 住居確保給付金は、鎌ケ谷市から不動産業者等に直接振り込まれます。ただし、申請者がクレジットカード、納付書または家賃債務保証業者に賃料を支払

う方法に限定されている場合は、申請者に振り込むことも可能です。

- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の借入申込み
  - 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、鎌ケ谷市社会福祉協議会の担当窓口に、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出し、総合支援資金（生活支援費）の借入申込みが可能です。

## 7 住居確保給付金受給中の義務

確認欄



- ◆ 住居確保給付金の支給期間中は、ハローワーク等の利用、鎌ケ谷市の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職等に向けた求職活動等を行ってください。

### A ハローワーク等での求職活動要件

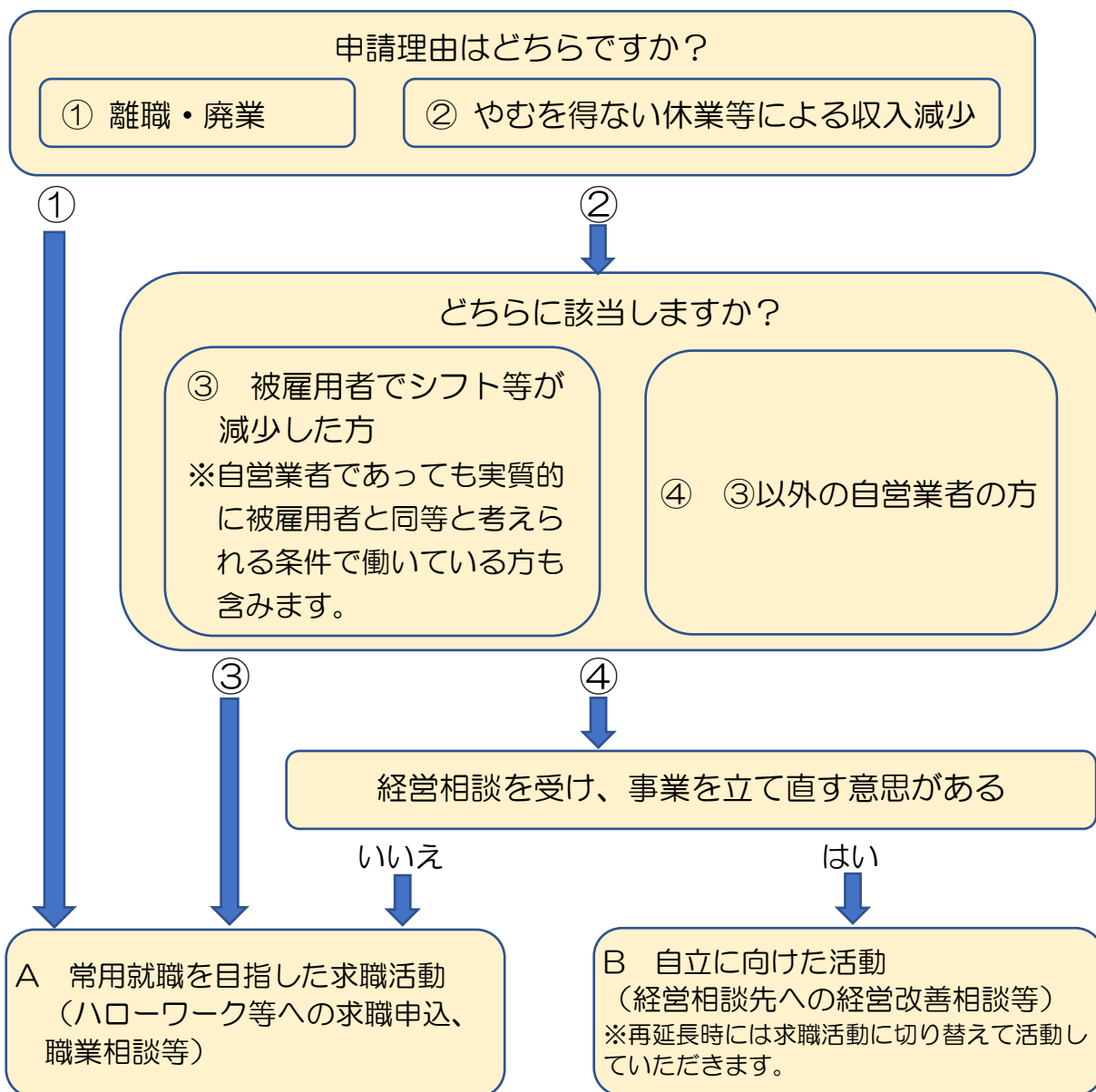
- ① 求人先への応募・面接 原則週1回以上 → 「常用就職活動状況報告書」で確認
  - ② ハローワーク等での相談 月2回以上 → 「職業相談確認票」で確認
  - ③ 社会福祉課にて面談 月4回以上 → 原則窓口に来庁
- ※ ハローワーク等での求人票以外にも、求人サイトや求人誌などもご活用いただき、求人先のわかる書類・画面もあわせてご提示ください。

### B 経営相談等による自立に向けた活動要件

- ① 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 → 月1回以上
  - ② 経営相談 原則月1回以上 → 経営相談先に相談し、「自立に向けた活動計画」を作成、「自立に向けた活動状況報告書」の提出
  - ③ 社会福祉課にて面談 月4回以上 → 原則窓口に来庁
- ※ 再延長時にはハローワーク等にて求職活動を行っていただきます。

☆ さらに、鎌ケ谷市（自立相談支援機関）よりプランが策定された場合は、上記活動に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

- ◆ 受給者の状況に応じて求職活動又は自立に向けた活動を行う必要がありますので、次によりご確認ください。



| 受給月数           | あなたの状態                | 必要とされる求職活動等要件        |                        |                      |           |
|----------------|-----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|-----------|
|                |                       | ①                    | ②                      | ③                    | ☆         |
| 初回申請<br>1～3ヶ月  | 離職・廃業<br>休業等（就労を目指す方） | 企業応募<br>（原則週1回以上）    | ハローワーク等への相談<br>（月2回以上） | 社会福祉課での面談<br>（月4回以上） | プランに沿った活動 |
| 延長申請<br>4～6ヶ月  | 休業等（事業再生を目指す方）        | 収入増加を図る取組<br>（月1回以上） | 経営相談先への相談<br>（原則月1回）   |                      |           |
| 再延長申請<br>7～9ヶ月 | 全 員                   | 企業応募<br>（原則週1回以上）    | ハローワーク等への相談<br>（月2回以上） |                      |           |

## 8 受給中に常用就職した場合は届け出が必要です



- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」及び雇用契約書の写しを社会福祉課へ提出ください。
- ◆ 「常用就職届」を提出した月以降、毎月、収入額を確認することができる書類を社会福祉課に提出してください。

## 9 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です



受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、申請により3ヶ月ごとに、延長、再延長が可能です。（最長9ヵ月）

- （要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動等を行っていたこと  
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること 等

なお、住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になりましたら、延長等の申請書、必要書類を提出していただき、再度審査を行います。

## 10 支給の中断が可能です



- ◆ 住居確保給付金受給中に疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合は、支給を中断することができます。
- ◆ 中断期間中は、原則として毎月1回、電話等により、体調や生活状況等を社会福祉課の支援員等に報告する必要があります。
- ◆ 心身の回復により求職活動を再開できるときは、支給を再開することができます。ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め、最長で9ヵ月です。

## 11 住居確保給付金を中止する場合があります



- ◆ 次のいずれかに該当したときは、支給を中止します。
  - ① 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する鎌ヶ谷市の指示に従わない場合は、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
  - ② 受給者が、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会（日数等）が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として、その収入が得られた月の支給から中止します。ただし、受給者が常用就職等をしたこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、原則として当該

事実を確認した日の属する月の支給から中止します。

- ③ 支給決定後、受給者が住宅を退去した場合（大家からの要請又は鎌ケ谷市の指示による場合を除く。）は、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
  - ④ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止し、すでに支給された住居確保給付金の返還を求める場合があります。
  - ⑤ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止します。
  - ⑥ 支給決定後、受給者又は受給者と同じの世帯に属する方が、暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止します。
  - ⑦ 受給者が生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
  - ⑧ 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のために支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止します。
  - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の電話等による報告を怠った場合は、原則として支給を中止します。
  - ⑩ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 12 住居確保給付金を返還していただく場合があります 確認欄 ☐

住居確保給付金の支給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明したときは、受給者にすでに支給した住居確保給付金を徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

## 13 資産、収入状況等を調査することがあります 確認欄 ☐

住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業所等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

## 14 住居確保給付金の再支給について



- ◆ 住居確保給付金制度の利用は、原則一人一回の支給です。
- ◆ 住居確保給付金の受給期間中又は受給期間終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、会社都合で解雇になった場合や会社が廃業した場合、または、個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過していて、2の支給要件に該当する場合に限り、再支給を受けられる可能性がありますので、その時点で居住している市町村へお問い合わせください。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。

## 15 住居確保給付金（転居費用補助）について



同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職・休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、家計改善の支援において転居により家計が改善することが認められる方に対して、転居費用相当分の住居確保給付金を支給します。  
詳細は、別途お問い合わせください。

お問い合わせ先

〒273-0195

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

鎌ケ谷市役所 総合福祉保健センター 4階  
健康福祉部 社会福祉課（生活支援相談窓口）

TEL：047-445-1141（代表）内線：563、705  
：047-445-1266（直通）

FAX：047-445-2113

メール：seikatusien@city.kamagaya.chiba.jp